

## 特集《著作権》

# 著作権ビジネスにおける 「著作権行使」と「著作権管理」

平成 30 年度著作権委員会第 2 部会

笹原 敏司, 高橋 信吾, 松本 直子

## 要 約

平成 30 年度の著作権委員会の第 2 部会は、著作権ビジネスにおける「著作権行使」と「著作権管理」、特にデジタルコンテンツと関連する著作権行使と著作権管理の調査研究を行った。現在、インターネットや携帯情報端末等の普及は目覚ましく、5G といった第 5 世代移動通信システムも間近であると言われている。このような急速なネット社会の変化のなかであって、著作権者等をどのように保護するのが近々の課題である。そのために、著作権法の法改正が話題にのぼっているが、法改正も容易ではないのが現状である。本稿は、本課題に対して、著作権者等の保護の観点から、「著作権行使」と「著作権管理」をまとめたものである。

## 目次

1. はじめに（著作権ビジネスの現状と課題）
  - (1) 著作権ビジネスの現状
  - (2) 最近の著作権の侵害の事例  
(事例 1.) (事例 2.) (事例 3.) (事例 4.) (事例 5.)
  - (3) 著作権ビジネスの課題
2. 著作権行使
  - (1) インターネットにおける著作権行使
  - (2) 刑事手続による著作権保護
  - (3) 国際私法上の問題点
3. 著作権管理
  - (1) 各業界におけるコンテンツホルダーの取組み
  - (2) 団体による著作権管理
  - (3) ビジネスモデルの変化
  - (4) 公的機関による管理
4. まとめ

法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の 2018 年の使用料徴収額は 1,155 億円であるとされているから、著作権ビジネスは、我国にとって重要な産業である。

このような著作権ビジネスの現況に対して、違法な著作権侵害により多大な損害を被る業界も表れている。特に、デジタルコンテンツのような著作物は、従来の有体物を媒体とする著作物とは全く異なる保護手段が必要となる。

デジタルコンテンツの場合、パソコンやスマートフォンのような情報端末があれば違法に著作物をダウンロードすることができ、侵害に対する違法性の認識も低い。また、従来に比べて簡単に多額の利益を得ることが可能になるため、侵害が後を絶たない。本課題では、最近問題になっている著作権ビジネスの具体的紛争事例から、デジタルコンテンツに関する著作権行使及び著作権管理を中心に考察する。

## 1. はじめに（著作権ビジネスの現状と課題）

## (1) 著作権ビジネスの現状

我国の著作権ビジネスにおいて、コンテンツ産業の市場規模は、12.4 兆円（デジタルコンテンツ白書 2017 年）、アニメ産業市場は 2.1 兆円（アニメ産業レポート 2018 年）、出版市場は、1.5 兆円、（内、紙出版物 1.2 兆円、電子出版は、2,479 億円）（全国出版協会 2018 年）、コミック市場は、4,330 億円（全国出版協会 2017 年）、音楽ソフト／音楽配信は、2,893 億円（日本レコード協会 2018 年）である。なお、一般社団

## (2) 最近の著作権の侵害の事例

## (事例 1.)

インターネット上の著作権侵害対策～悪質アップローダー事件

「YouTube に TV 番組アップした疑い 5 人を書類送検」  
『テレビ番組を動画投稿サイトの YouTube に無断でアップロードしたとして、埼玉県警は、千葉県や愛知県に住む男 5 人を著作権法違反の疑いで書類送検したと発表した。いずれも動画閲覧による広告収入目当

てだったと供述している。サイバー犯罪対策課によると、書類送検されたのは17～48歳の高校生、作業療法士や会社員等5人。それぞれ、…テレビ朝日や日本テレビの番組等計24本を無断でYouTubeにアップロードし、公開した疑いがある。動画は多いもので約30万回視聴された。5人中4人は、今回違法に公開した動画以外の分も含めた広告収入として、YouTube側から約6万～333万円を受け取ったという。県警が日本民間放送連盟から相談を受け捜査していた。』<sup>(1)</sup>

民放連加盟のキー局5社の調査会社は、番組名や出演者名をキーワードとしてYouTube上を検索し、対象番組を繰り返し投稿する者のアカウントを特定した。続いて、調査会社は、特定したアカウント名をウェブ上で検索し、同名義で開設されているブログその他のウェブサイトをくまなく閲覧し、YouTubeへのリンク等が設置されていないかを確認した。また、投稿された動画の説明欄に記載された情報（リンク情報等）についても確認の上、同様の作業を行った。このような作業の結果、投稿者の居住地や職業等の特定に繋がる情報が次第に明らかとなり、1社あたり30～100名程度の投稿者に関する情報、および投稿の日時等の動画に関する情報が各社に提供された。各社は、各動画を鑑定の上、これらの情報を警察に提供した。

警察は、放送局から提供された動画に関する情報に基づいて、Googleに対して、当該動画の投稿に使用されたIPアドレスの開示を請求すると、Googleは当該IPアドレスを警察に提供した。警察は、Googleから提供されたIPアドレスを管理するプロバイダに対して、その日時における当該IPアドレスの利用者に関する情報の提供を請求し、プロバイダはその請求に応じて契約者の氏名、住所等の情報を警察に提供し、悪質アップローダーが特定された。

(事例2.)

『日本のデジタル放送対応不正ストリーミング視聴機器の摘発

【台湾】千尋のSTBを摘発、日韓コンテンツを違法配信 [社会]

台湾の内政部警政署刑事警察局（刑事局）は、インターネット上に違法にアップロードされた動画を視聴するセットトップボックス（STB）「千尋盒子」を販売し、さらに動画を違法にアップロードしていたとして、台湾人の男性4人と女性2人の計6人の容疑者を逮捕したと発表した。台湾、日本、韓国の映画やドラ

マ、各種番組等のコンテンツを違法にアップロードしていた。日本のコンテンツの違法配信に関わるSTBが摘発されるのは世界で初めて。（中略）

千尋盒子は1台3,000台湾元（約1万円）で販売され、日本で放送される全ての番組がほぼ同時刻に台湾でも視聴できることを売りにしていた。千尋盒子は中国で生産されていたが、中国では使用できず、容疑者らは台湾に架空のIT会社を設立し、その販売と動画の違法アップロードを行っていた。（後略）』<sup>(2)</sup>

(事例3.)

漫画村における海賊版サイトの事例

『「漫画村」は、違法にアップロードされた日本の漫画約7万点を、発売直前のもも含めて無料で閲覧することができた海賊版サイトであり、（中略）運営者は不明だが、日本と国交の無い、著作権が保護されていない国で運営しているため違法ではないとサイト上において主張し、連絡窓口が設けられていなかったことから、権利者等による削除要請を行うことができないまま、被害が拡大した。』<sup>(3)</sup>

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の試算によると、その被害額は、仮にサイトの訪問者数等の情報を元に試算したとすれば、2017年9月～2018年2月までに、3,192億円とも言われている。

しかし、2019年7月にはいり、フィリピンの首都マニラ近郊の国際空港で漫画村の元運営者が、同国の入国管理局に身柄を拘束されたと報じられた。また、複数の報道によると、福岡県警などの合同捜査本部は、漫画村に海賊版のマンガをアップロードした疑いで、男女2人を著作権法違反の疑いで逮捕したことが報じられた。

(事例4.)

ゲーム画像を携帯の待ち受け画像に加工しアップロードした事例

警視庁浅草署は、男子大学生を著作権法違反（公衆送信権違反）の疑いで逮捕した。『大学生は、平成16年2月26日、人気ゲームソフト（中略）から抽出した静止画像を、人物部分を切り出すなどの加工を行った上で、（中略）自らが作成・運営するホームページに自宅パソコンからアップロードして、アクセスしただれもがダウンロードできる状態にしていた。同署の調べに対して大学生は、画像の加工技術を自慢するためにホームページを開設し、ゲーム画像のアップロードしたことなどを供述した。』<sup>(4)</sup>

## (事例 5.)

「リーチサイト」に対する損害賠償請求の事例

『講談社、海賊版リーチサイト「はるか夢の址」運営者に損害賠償請求 (Yahoo JAPAN ニュース 7/9 (火) 20:24 配信)

講談社は7月9日、不正アップロードされた漫画など、海賊版コンテンツに利用者を誘導するリーチサイト「はるか夢の址」(あと)の運営者3人に対し、損害賠償を求める民事訴訟を起こしたと発表した。大阪地裁が同日付けで訴状を受理した。

(中略) 同社は「海賊版被害の拡大、蔓延を防ぐために、積極的に違法サイトの運営者らの責任を追及する」とコメント。「今後も漫画家ら創作者の努力を踏みにじる悪質な権利侵害案件については、刑事告訴に加えて今回のように民事訴訟の提起を進める」としている。

はるか夢の址は、不正アップロードされた漫画や雑誌をダウンロードできるリンクを掲載し、多くの人が読める状態にしていた海賊版リーチサイト(現在は閉鎖)。2016年7月から17年6月までの1年間で被害額は約731億円と推計されている(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会調べ)。(後略)<sup>(5)</sup>

**(3) 著作権ビジネスの課題**

前記のように、著作権者等と著作権侵害者との間でバトルが繰り返されているが、著作権者等の権利を正当に保護し、文化の発展と共に、今後も著作権ビジネスにおける我国の産業を発展させる必要がある。しかし、事例1、事例4のように著作権侵害者を特定できる場合は民事対応も刑事手続も可能であるが、事例3のように侵害者の特定が困難な場合がある。また、デジタルコンテンツにおいては、事例2、事例3の場合のように、関連する事柄が複数の国にまたがる場合もある。さらに、インターネットにおける海賊版サイトの取り締まりの困難性について次のような点が指摘されている。

- ① ドメイン登録サービスを「完全な匿名性」を売りにしてユーザー情報を開示し、海賊版サイトの匿名運営を可能とするサービスの登場
- ② 法律の執行が十分になされない国に置かれ、著作権者等からの削除依頼に応じないことを売りとするサーバー、いわゆる「オフショアホスティング」「防弾ホスティング」と呼ばれるサーバーの

## 登場

- ③ 侵害コンテンツの公衆送信の差止請求を行う対象となるサーバーの特定が困難な分散型サーバーシステムの採用

特に、海外の事業者が、インターネットを通じて海賊版サイトの運営者にサービスを提供した場合、運営者を特定して削除要請を行うことは相当困難である。

**2. 著作権行使****(1) インターネットにおける著作権行使**

著作権侵害に対する民事対応として、著作権法第112条第1項に規定する侵害の差止請求、同第2項の侵害を組成した物の廃棄等の請求ができる。さらに、侵害者に故意、過失がある場合、民法第709条の損害賠償が請求できる。しかしながら、著作権ビジネスの課題で説明したように、インターネットにおける海賊版サイトの特殊性から取り締まりはなかなか困難である。前記のような事例において、インターネットにおける著作権行使及び保護手段として以下のようなものがあると考えられているが、我国において、法律が成立しなかったものもある。

**(ア) 海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制**

Googleによれば、検索結果に著作権を侵害するコンテンツへのリンクが含まれないよう、また著作権を侵害するウェブページが表示されないような取り組みを行っている。また、著作権者等が同社に著作権侵害に基づく削除要請を送信するためのシステムを構築している<sup>(6)</sup>。

Googleによれば、米国デジタルミレニアム著作権法(DMCA)の要件に従って、2015年に5億5,800万の削除要請があり、うち98%以上を削除したとされている。現在では、検索結果に関する削除要請の平均処理時間は6時間を下回っている。また、このような削除要請を大量に受け取っているサイトについては、検索結果の上位に表示されづらくなるシステム設計となっている模様である。

なお、海賊版サイトを検索エンジンの検索結果から削除・表示抑制することが、海賊版サイトへの対策として有効であることが分かっている。現在、日本においては、CODAが削除リクエストの提出プロセスを合理化するTrusted Copyright Removal Program「TCRP」パートナーの承認を受けており、大量の削除要請を提出することが可能となっている<sup>(7)</sup>。

(イ) プロバイダ責任制限法

我国では、2001年11月にプロバイダ責任制限法が制定され、2002年5月に施行された。プロバイダ責任制限法は、プロバイダ等において「被害者救済」と発信者の「表現の自由」等の重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、適切な対応が行えるようにするための法律である。

プロバイダ責任制限法は、管理下のインターネットサービスにおいて、著作権を侵害するような海賊版サイトがアップロードされた場合に、そのサービスプロバイダは、著作権者等からの申出が所定の要件をみたせば削除できる。プロバイダはプロバイダ責任制限法に基づく範囲内で手続を行えば、責任は問われない(同法第3条)。

なお、自己の著作権等を侵害された者は、「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」の様式に従って申出書に必要事項を記載の上、当該申出書及びその他の必要な書類をプロバイダ等に提出することができる。さらに、著作権等の侵害にかかる著作物等について、申出者と一定の関係にある信頼性確認団体、例えば、JASRAC等がある場合には、申出書に必要事項を記載の上、当該申出書及びその他必要な書類を信頼性確認団体を經由してプロバイダ等に提出することもできる。

プロバイダ等は、申出が、ガイドラインの要件を満たす場合、速やかに、必要な限度において、当該侵害情報の送信を防止するために削除等の措置を講ずる。

さらに、事例1のように、権利を侵害された著作権者等は、プロバイダ責任制限法に定める要件に該当する場合、プロバイダに対して保有する発信者情報の開示を要求することができる(同法第4条)。

なお、発信者情報開示請求手続は、関係するプロバイダ等に対し、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」に定める必要事項を記入した請求書、請求者の本人性を確認できる資料、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたことを証する資料、その他の必要な書類をプロバイダ等に提出することにより行う。

(ウ) 海賊版サイトに対する広告出稿の抑制

事例1のように、サイト運営者は広告収入を目的として海賊版サイトを運営している者も多数に上る。従って、この海賊版サイトに対する広告出稿の抑制も有効である。そこで、著作権者等が海賊版サイトに広

告している企業や団体に直接、広告を取り下げよう要請することも海賊版サイトを無くするための一つの手段である。

我国では、2002年に日本コンテンツの海外展開の促進と海賊版対策を目的に、経済産業省等の支援によりCODAが設立された。CODAでは2009年度より、「自動コンテンツ監視・削除センター」を運営し、2012年度から無許諾でアップロードされた動画に対する削除要請通知を各サイト事業者へ送付すると共に、削除センター等で集約した情報は、広告関連団体やセキュリティソフト会社に提供している<sup>(8)</sup>。

CODAから提供されるリストを広告関連3団体(JAA, JAAA, JIAA)から各社に共有する運用を開始し、CODAと広告関連3団体の間で定期協議を開始した。広告各社においては、当該リストに基づいて、悪質性の高い海賊版サイト等に広告を掲載しないよう具体的対策を実施することが期待される。

また、Googleは、関係業界大手と共同で「Follow the Money」アプローチを展開し、Googleの広告サービスから海賊版サイトを排除するだけでなく、こうしたサイトへの広告を遮断するための業界全体におけるベストプラクティスの確立に向けた取組を進めている<sup>(9)</sup>。

(エ) フィルタリング

我国では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第78号)により、18歳未満の青少年にフィルタリングが行われている。このフィルタリングを利用すれば、著作権侵害サイトの閲覧を止めることも可能であろう。現状、大規模な海賊版サイトは「不法」カテゴリーに含まれているとされ、フィルタリングの対象となっている。

仮に大規模な海賊版サイトがフィルタリングの対象とならない場合、著作権等の侵害については、CODAとフィルタリング会社等の連携体制を構築し、大規模な海賊版サイトについてCODAからフィルタリング会社等に情報提供を行うことにより、こうしたサイトをフィルタリング対象とすることが考えられる<sup>(3)</sup>。

(オ) アクセス警告方式

特定のサイトへアクセスする際に警告を表示することで、青少年フィルタリングやセキュリティソフトを利用していない者に対して、海賊版サイトの問題性を考えさせ、そのアクセスを妨げる効果が期待できる。ただし、法的には、契約約款による包括事前同意が

「真正の同意」としての条件を満たすことが必要となり、表現の自由・知る権利に加えて消費者法上の問題も生じるので、現実には、限られた要件の場合にしか適用できないと解される<sup>(3)</sup>。

#### (カ) ブロッキング

事例3のように、日本と国交の無い、著作権が保護されていない国のサーバーにコンテンツがアップロードされていたために、著作権者等による削除要請を行うことができなかった。このような事例では、国内だけの対策では不十分である。

事例3に対してブロッキングは、一定の効果があると言われているが、我国では、ブロッキングに対して強い反対意見がある。即ち、ブロッキングは、通信の秘密違反、表現の自由違反、検閲に該当等の違反の問題が論じられている。従って、現在、ブロッキングによって、海賊版サイトをブロックすることはできない。

なお、2017年9月現在、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等、世界42カ国でサイトブロッキングが導入されている（知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第3回）「インターネット上の海賊版対策に係る 現状と論点等整理」）。このようなブロッキングにより海賊版サイトへの訪問者数を概ね7~9割、顕著に減少できるという研究がある。

#### (キ) リーチサイト

事例5は、「リーチサイト」に対する損害賠償請求の最初の事例である。リーチサイトは、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導する行為である。このリーチサイトが著作権侵害を助長していると言われ、著作権者が正規版を展開する上で大きな問題となっている。平成30年改正著作権法案にリーチサイトに関する法改正が盛り込まれたが、当該法案は成立しなかった。将来的には法改正が待たれる。なお、ヨーロッパでは、リーチサイトは違法とされている。

#### (ク) ダウンロード違法化の対象を著作物全般に拡大

現行法では、違法配信著作物のダウンロードは、「録音」「録画」による場合で、違法であることを知りながら複製することは、著作権法第30条第1項の私的複製にあたらないとされている（同条1項3号）。

これに対して、平成30年同法改正案で、対象を現行の音楽・映像だけでなく漫画やゲームソフトを含む全ての著作物に拡大することを柱とした改正案が国会に提出された。悪質な行為には刑事罰も科すとしていた。しかし、出版社や漫画家からも苦言が出て法案は成立しなかった。

## (2) 刑事手続による著作権保護

(ア) 刑事手続は、国家機関たる検察官が通常行うものであり、著作権者等が直接的に著作権に基づき刑事手続を行うものではない。従って、この段落では刑事手続による著作権保護とした。刑事手続により、著作権者等の著作権が守られるので、著作権者等による著作権行使と同様かそれ以上の効果がある。即ち、事例1~事例4のような著作権侵害に対し、侵害者に刑事責任を追及することは、抑止効果があることは間違いない。海賊版サイトにおける刑事事件は、マスコミも大々的に報道することから抑止効果は大きいものと判断される。なお、事例5は、主犯格の男達は、大阪地方裁判所でそれぞれ懲役の実刑判決を受けている。

(イ) 一般的に刑事手続の捜査の端緒となるのは、事例1のように、被害者（著作権者等）又は第三者が捜査機関（検察官又は司法警察員）に事件を告訴・告発する場合である。告訴・告発は、捜査機関に対して犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めるという意思表示である（刑事訴訟法第230条、第239条）。著作権を侵害された被害者は捜査機関に書面（告訴状）又は口頭で侵害の事実を申告しなければならない。告訴・告発を受けた捜査機関は、捜査を開始する。

(ウ) 告訴・告発があった場合、捜査機関が必要と認める時は、通常、捜査（任意）が行われる（刑事訴訟法第191条第1項及び第189条第2項）。検察官は捜査の結果、起訴（刑事訴訟法第247条）又は不起訴処分（同法第248条）を決定する。検察官が起訴（公訴）を決定した場合は、訴訟が開始され裁判となる。

(エ) 検察官は、起訴又は不起訴の場合の告訴人・告発人への処分通知義務がある（刑事訴訟法第260条）。不起訴処分の場合、告訴人は検察審査会にその処分の可否の審査の申立てをすることができる（検察審査会法第2条第1項第1号及び同条第2項）。

(オ) 以上は、日本国内における刑事手続の概要であるが、事例2及び事例3のように海外での事件においては、国際捜査共助が不可欠となる。相手国との間

で刑事共助条約または協定を締結している場合、締約国間においては相互にその国・地域の刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の捜査共助の実施を義務付けられるほか、捜査共助の要請・受理等について、外交ルートを経由することなく、指定された「中央当局」間で行うことができるため、捜査共助の迅速化・効率化を図ることができる。

我が国では、アメリカ合衆国、大韓民国、中華人民共和国、中華人民共和国香港特別行政区、欧州連合及びロシア連邦との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結しており、また、サイバー犯罪に関して、サイバー犯罪に関する条約を、組織犯罪に関して、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約をそれぞれ締結しており、これらの条約には、いずれも国際捜査共助に関する規定が置かれていることから、多くの国・地域との協力体制が構築されている<sup>(3)</sup>。

### (3) 国際私法上の問題点

著作権侵害に対する損害賠償請求等の国際的な民事訴訟では、裁判管轄が問題となる。日本の民事訴訟では、原則として被告の住所地の裁判所が管轄裁判所となるが（民事訴訟法第3条の2）、不法行為に関する訴えは、不法行為があった地の裁判所が管轄裁判所となる（民事訴訟法第3条の3第8号）。しかし、侵害者が外国人であって、日本の裁判所に出頭を拒否する場合は、結局、対応できない。

さらに、事例2、事例3のように、侵害者が外国人であった場合、その者の属する国の法律と日本の法律とは同一ではない。例えば、著作権者が日本に居住し、違法なサイトを閲覧できる者が日本に限られていたとしても、海賊版サイトをアップロードした著作権侵害者がA国人で、現在B国に居住しており、サーバー所在地がC国であった場合、どの国の法律（例えば、日本、A国、B国、C国の各法律）で民事裁判をするか問題となる。我国の法の適用に関する通則法17条によれば、加害行為の結果が発生した地の法である日本法になるが、法の適用に関する通則法20条によれば、他の密接な地が有る場合はその国の法律によると規定している。

以上、簡単に国際私法上の問題点を指摘したが、インターネット社会における国際的な民事訴訟事案において、解決すべき問題点は多くあるものと解される。

## 3. 著作権管理

コンテンツホルダーが、自らの著作物を海賊版サイト等による著作権侵害から守り、正規品を流通させるためには、「正規品流通促進」、「サーチ」、「権利行使」を総合的に行い管理する必要がある。また、権利侵害のサーチ範囲は無限であることから、コンテンツホルダーや行政により、様々な団体が設立され、著作権管理の一端を担っている。

### (1) 各業界におけるコンテンツホルダーの取組み

#### (ア) 正規版の流通

##### ① 音楽コンテンツ

ソニー・ミュージックエンタテインメントは1999年に音楽配信サイト「Bitmusic」を設立。さらに、複数のレコード会社の共同出資による「レーベルゲート」を立ち上げ、デジタル著作権管理技術の共通化、再生ソフトの無償ダウンロード配布等を進めた。その結果、異なるコンテンツホルダーが集まり、音楽配信ビジネスの将来的な展望について話し合う機会が生まれ、海賊版対策について議論する場を作り出した<sup>(9)</sup>。

その後、レコード会社直営による音楽配信サイトにより様々な著作権管理フォーマットと対応機種が登場したが、現在では、「Amazon Music」や「Apple Music」などの定額制音楽ストリーミング配信サービスに移行しつつある。

##### ② 動画・アニメ作品

動画作品の提供はレンタルビデオ店から、配信するビデオ・オン・デマンドに、さらに「Hulu」「Netflix」による定額配信サービスに移行している。アニメ作品も、2002年開設の「バンダイチャンネル」を始めとし「dアニメストア」「アニメ放題」等、多くの定額配信サービスの開設が続いている。

##### ③ 出版・マンガ作品

出版業界は、電子書籍販売サイト「10daysbook」を開設し、マンガを中心に電子書籍化を促進させた。その後は「Amazon Kindle」「楽天 kobo」「LINE マンガ」等が電子配信を開始した。定額配信は、「ブックパス」、「無料・試し読み多数」を掲げる「コミックシーモア」「めっちゃコミック」等、各社が様々な配信サイトを展開している。

#### (イ) 民間企業によるサーチ

事例1のように、民間企業各社は、直接動画投稿サ

イトに対する削除要請や、違法ダウンロードに対する対策を行っている。また、海外のプラットフォームと提携することにより、監視を容易にする例も見受けられる。

テレビ東京は、YouTube等の動画サイトに対して海賊版コンテンツの削除要請を続ける一方で米国のアニメ投稿サイトCrunchyRoll、中国の動画投稿サイト土豆と提携し、提携先から海賊版コンテンツの削除要請を行った<sup>(9)</sup>。

(ウ) 民間企業各社による管理団体の設立

① 著作権保護・促進センター (CPPC) (音楽コンテンツ)

一般社団法人日本レコード協会は、2013年、違法配信対策の専任組織としてCPPCを設立し、動画サイトやストレージサイト上の違法音楽ファイルの探索・削除要請を行っている。さらに、警察および当協会会員レコード会社と協力し、海賊版やファイル共有ソフトによる悪質な違法行為者の告訴等を実施している<sup>(10)</sup>。

② 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) (映像コンテンツ)

業界を横断する取り組みとして、映像実演の権利処理に係る業務の一元化のため、2009年にaRmaが設立された<sup>(11)</sup>。これにより、映像コンテンツの二次利用に関する許諾申請の窓口実務や不明権利者の探索等が今も継続的に実施されている。

③ 出版広報センター (出版・マンガコンテンツ)

2012年に設立<sup>(12)</sup>、2018年より「STOP! 海賊版」キャンペーンを開始。「海賊版が読まれても、収益は海賊たちのもの。マンガの制作・流通に関わる会社、マンガ家に一切還元されません。今、マンガ家が面白い作品を描く→日本全国、世界中で正しく読まれる→



(c) 青山剛昌 / 小学館 (c) 鈴木央 / 講談社

(c) 尾田栄一郎 / 集英社 (c) 朝霧カフカ・春河35 / KADOKAWA

【出典】出版広報センター HP

収益がきちんとマンガ家に渡る→さらにおもしろい新しい作品が生まれる、という創造のサイクルが崩壊の危機にあります (一部省略)。』というメッセージを掲げ、周知する活動を実施している。

(2) 団体による著作権管理

(ア) 団体

① 日本音楽著作権協会 (JASRAC) (音楽コンテンツ)

音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽著作物に関する外国著作権管理団体等との連絡及び著作権の相互保護、私的録音録画補償金に関する事業等を行っている。

2006年、民放テレビ局やNHK等合わせた23団体により、YouTube上のJASRAC管理楽曲を含む動画の削除要請に乗り出し、約3万件の削除を達成した。

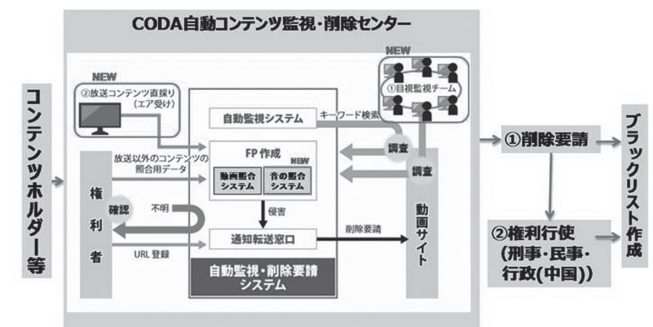
② コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) (映像コンテンツ)

前記のように、2002年、映像コンテンツの海賊版対策、海外展開の促進を目的として、経済産業省等の支援を受け設立された。設立当初は中国、香港、台湾等の店舗等で販売されている海賊版CD・DVD等の取締りで成果をあげた。

オンライン上の権利侵害については「CODA自動コンテンツ監視・削除センター」を通じての権利行使や対策、セキュリティソフト会社との連携による侵害サイトのフィルタリングや検索サービス会社との連携による検索結果表示の抑止要請、広告会社に対する広告出稿の抑止要請等を行なっている。

また、日本国内の権利者を代弁する形で、海外の当局者との意見交換、捜査機関担当者向けのセミナーの実施等により海外の海賊版摘発を後押ししている。

【自動コンテンツ監視・削除センター】



【出典】一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構「これまで実施してきた海賊版対策について」

### (3) ビジネスモデルの変化

パソコンやスマートフォンの進化普及により、各業界ともに、利用者が定額を支払うとコンテンツが見放題・聴き放題というサービスが増えた。

作品投稿サイトも増殖中で、動画の「YouTube」、イラストや漫画・小説等の投稿・閲覧を主にした、「小説家になろう」、「comico」等では、趣味の領域を超えた新たなクリエイターも出現している。

マンガにおいては多数の投稿サイトが存在するが、期間限定で無料、作家により無料とし、のちにマンガの単行本化、アニメ化に付随する動画のパッケージ販売等で利益を回収するビジネスモデルも現れている。

著作物を、適正な対価で、容易にアクセスし、入手できる場を提供することが、海賊版撲滅に有効な手段であることは間違いない。

一方、無料配信が過剰となり、無償で著作物を閲覧するのが通常と認識されると、無償で閲覧できる海賊版との区別がなくなり、罪悪感が薄れ、ひいては創作者の保護に欠けるのではないかと危惧される。

ネットワーク市場において、海賊版を排し、正規版を流通させ、コンテンツビジネスを成功させるには、「権利の行使」と「自由な利用」のバランスの手綱を上手く取ることが重要である。また、著作権への理解や、創作者やコンテンツホルダーの保護に関し、教育活動を行うことも重要であると考えられる。

### (4) 公的機関による管理

#### (ア) 公的機関

##### ① 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

企業等が、模倣品・海賊版による被害を受け、法令等の問い合わせや、外国政府への働きかけ等を求める際に、相談先がわかりにくい、複数省庁に関係することも総合的に対応すべきといった指摘があり、「総合窓口」が相談を受け付け、関係省庁と連携して回答している。

また、2018年、経済産業省とCODAは、中国・韓国政府と協同し、各々の国で著名なキャラクター（「名探偵コナン」、「大暴れ孫悟空」、「ポンポン ポロロ」）を起用して、「違法サイトは見えない!」、「海賊版は買わない!」、「偽キャラクターグッズは買わない!」というメッセージによる、知的財産の保護及び正規版の流通促進に関する3カ国共同キャンペーンを実施した。

##### ② 文化庁

従前から、学校教育における著作権に関する普及啓発活動を行なっている。

##### ③ その他、首相官邸：知的財産戦略本部、内閣官房：知的財産戦略推進事務局、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議、経済産業省：（知的財産政策／不正競争防止）等

## 4. まとめ

本課題では、最近問題になっている著作権ビジネスの具体的紛争事例から、デジタルコンテンツに関する「著作権行使」及び「著作権管理」を中心に考察した。この分野は最新の課題が山積しており、法改正もスムーズに進んでおらず、今後も調査、研究が欠かせない分野である。

以上

### (参考文献)

- (1)朝日新聞デジタル（2018年8月2日12時27分）：<https://www.asahi.com/articles/ASL823GPXL82UTNB004.html>
- (2)NNA ASIA アジア経済ニュース（2018/6/20 01:59）  
<https://www.nna.jp/news/show/1777582>
- (3)知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第8回）、平成30年9月19日（月）、資料1「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」中間まとめ（案）～インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策～、平成30年9月インターネット上の海賊版対策に関する検討会議、知的財産戦略本部
- (4)Accs（一般社団法人コンピューターソフトウェア著作権協会）TOP 著作権侵害事件 ゲーム画像を携帯の待受け画像用に加工しアップロード  
<http://www2.accsjp.or.jp/criminal/2004/0418.php>
- (5)Yahoo JAPAN ニュース 7/9（火）20：24 配信  
[https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190709-00000095-zdn\\_n-sci](https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190709-00000095-zdn_n-sci)
- (6)Google「利用規約」<https://policies.google.com/terms?hl=ja>
- (7)CODA ホームページ  
CODA トップページ》ニュース》お知らせ》日本の権利者団体としてTCRPを取得  
<http://www.coda-cj.jp/news/detail.php?id=51>
- (8)CODA ホームページ 活動の案内 オンライン侵害対策：  
<http://www.coda-cj.jp/activity/jigyuu.html>
- (9)知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第9回）、平成30年10月15日（月）、資料1「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」中間まとめ（案）～インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策～、平成30



年10月インターネット上の海賊版対策に関する検討会議、知的財産戦略本部」

(10)一般社団法人日本レコード協会機関誌 The Record 2017 6月 vol.691

(11)一般社団法人日本音楽事業者協会，一般社団法人音楽制作者連盟，公益社団法人日本芸能実演家団体協議会，ミュージックピープルズネスト（現一般社団法人演奏家権利処理合

同機構），一般社団法人映像実演権利者合同機構により設立  
(12)一般社団法人日本書籍出版協会，一般社団法人日本雑誌協会，一般社団法人日本電子書籍出版社協会，一般社団法人日本出版インフラセンターにより設立

(原稿受領 2019.7.31)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 服部 博信  
同 中村 恵子

- 応募資格** 知的財産の実務，研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則，先着順とさせていただきます。また，編集の都合上，原則「1テーマにつき1原稿」とし，分割掲載や連続掲載はお断りしていますので，ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分，図表を含む）パソコン入力のこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果，不掲載とさせていただくこともありますので，予めご承知ください。